

第25回規制改革会議議事録

1. 日時：平成26年2月4日（火）15:00～16:58

2. 場所：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、長谷川幸洋、
林いづみ、松村敏弘、森下竜一

（専門委員）竹川節男、松山幸弘、

（政府）福岡内閣府大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、館規制改革推進室次長、
中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官

（厚生労働省）大臣官房審議官 古都賢一

社会・援護局福祉基盤課長 友藤智朗

4. 議題：

（開会）

1. 介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立について
2. 省令等下位規範による規制の実態の分析と見直しについて
3. 国際先端テストについて
4. 貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目について
5. 「規制改革ホットライン」について

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 それでは、第25回規制改革会議を開会いたします。

本日は、稲田大臣、甘利大臣は国会の関係で御欠席でございます。

委員では、鶴委員が御欠席でございます。

それでは、報道関係の皆さん、誠に申しわけございません。せっかくお集まりいただいたのでありますが、今日は大臣はおりませんので、ここで御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

○岡議長 これより議事に入ります。

最初の議題は「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコルフットィング確立」

といたします。本日は健康・医療ワーキング・グループの竹川専門委員、松山専門委員にも御出席いただいております。

まず、昨年末に取りまとめました論点整理に対する厚生労働省の考え方について、15分程度御説明をいただきまして、その後、意見交換をしたいと思います。

それでは、厚生労働省からの説明をお願いいたします。

○厚生労働省（古都審議官） 厚生労働省の審議官の古都でございます。

昨年12月の論点整理に対する考え方を御説明させていただきます。内容的には、事業者のガバナンスと経営主体間のイコルフットィング、この2つの大きな論点をいただいております。

御説明に入る前に1～2分程度で、社会福祉制度について前回お話ししたことも含めて少し概観を申し上げたいと思います。

社会福祉制度は、基本的に戦後措置制度という形で、行政処分という形で行政がサービスの量、内容を決定するという仕組みでやってまいりましたが、介護保険法の介護保険制度の導入あるいは障害者の自立支援制度の導入等々、2000年以降、措置制度から契約による利用制度に基本的に移行しております。

利用者の自己選択によるサービスの決定というスタイルになりますので、これを保障するにあたりましては、介護、障害、保育といった分野につきましては、多様な主体の参入を制度的に可能としてきたところでございます。

そういう中で、非営利事業体としての社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法人には役割を担っていただくということとしました。あわせて、この間、特に1990年代以降、高齢化、少子化等が進みまして、社会経済構造の変化によって福祉問題も多様化、重層化あるいは制度の狭間の問題も生じているところでございます。

そういう意味で多様化した主体の中での社会福祉法人の役割あるいは時代の変化に応じた多様な福祉サービスについてしっかりと役割を果たす健全性の確保と議長はおっしゃいましたけれども、そういうことを確立していくことが重要だろうと思っております。

そういう意味では、国民の視点、いわゆる情報開示ということも入れて社会福祉法人のガバナンスあるいは多様な主体の参入の中でのイコルフットィングというものをしっかりと議論していく必要があると考えております。

そこで、まず1点目の事業のガバナンスの問題でございます。

「（1）財務諸表の情報開示」。

いただいている論点といたしましては、電子開示システムの構築あるいは標準形式を示して、各法人がホームページで開示をすると指導すべきではないかということであります。これにつきましては、前回もその方向で私どもはやるとお答え申し上げております。

3にございますように、平成25年度以降の財務諸表につきましては、全ての社会福祉法人に対してインターネット上での公表を義務付ける。

4番目に、社会福祉法人、所轄庁に対しまして社会福祉法人の社会的責任をしっかりと理解していただいて自ら公表するということができるように指導するということを徹底していきたいと思ひますし、また、全体で一覧性及び検索性を持たせた公表方法については今後前向きに検討していきたいと思ひております。あわせて標準様式も重要な論点でございますので、今年度中には関係通知を改正したいと思ひております。

2ページ「(2) 補助金等の情報開示」でございます。

社会福祉法人が国や自治体から受けている補助金の状況を国民にわかりやすく開示すべき。あわせて、標準様式を示して開示を法人に促せということでございますので、これにつきましては(1)のとおり、標準様式をつくり、そして法人単位の補助金の収入状況も明確になるようにしたいと思ひております。

「(3) 内部留保の明確化」ということでございます。内部留保は何のために残しているのかという位置付けを明確化し、積極的に福祉サービスへの再投資、社会貢献での活用をせよという御意見と、あわせて社会福祉法人が目的別の積立をしっかりとやって事業計画も明確に持てと指導すべきということでございますので、まさにそのとおりでございますので、考え方に示しましたように、内部留保が社会福祉事業による剰余金であるということから、それは社会福祉事業の建物修繕や人件費などにまず充当したり、地域の福祉ニーズに柔軟に対応するために活用するというところで、まずは事業計画をつくり、使途を明確化し、そして説明責任を果たしてもらおうと思ひております。その際、先ほどの一連の財務諸表公表とあわせまして目的別積立についても明確になるようにしたいと思ひております。

「(4) 調達の公正性・妥当性の確保」。

社会福祉法人が家業的であってはならぬということだろうと思ひます。そういう意味では、役員の子族や特別の利害関係を有する者との取引について、その内容等を開示し、公正性、妥当性を担保せよということでございますので、これはまさに財務諸表の公表にリンクする話でございます。現行でも27年度から新会計基準を適用いたしますので、それらについても関連当事者との取引について注記せよということにしておりますけれども、さらに、より明確になるように関係通知の改正の中で検討していきたいと思ひております。

「(5) 経営管理体制の強化」でございます。

やはり社会福祉法人の内部管理を強化せよということで、理事会等々の権限、責任範囲の明確化をせよ。社会福祉法人のサービスについて、第三者評価受審率を引き上げよ。外部機関による会計監査を義務付けよという論点があるかと思ひます。

1点目の内部組織につきましては、まさに御指摘のとおりでございます。何分古い法律ですので不十分な点があるということは社会福祉法人の在り方等に関する検討会でも御議論いただひており、法令での明確化について検討したいと思ひます。

第三者評価については、規制改革実施計画を踏まえまして、受審率を向上させる方策を

検討したいと思っておりますし、保育所についても御指摘を踏まえて現在検討中と聞いております。

4 ページの 4 でございますけれども、一定規模の法人については、積極的な外部監査の活用を求めていますけれども、義務化も含めて適正な会計処理ということを今後指導していきたいと考えております。

「(6) 所轄庁による指導・監督の強化」ということでございます。

厚生労働省において地方自治体の指導・監督を強化するために、ガイドラインあるいは人材育成プログラムの策定、経営の悪化した社会福祉法人に対する措置命令等の行政処分に先駆けて助言、勧告を与えよ等々、いわゆる指導・監督の強化、見直しを求められております。これにつきましては、まずもって環境条件といたしましては、25年から都道府県から一般市に権限が移譲されております。まさにそのとおりで、全国で900余りの市に法人があるということになっており、監査の実施環境が大きく変化しておりますので、それにつきまして人材を含めた監査体制について、国がどのような支援ができるかということについて検討したいと考えております。

3 にございますように社会福祉法人指導監査要綱というものを示しておりますけれども、これについて地域の福祉ニーズに積極的に対応できるよう、必要な見直しをしていきたいと思えます。

4、経営の悪化している法人につきましては、社会福祉法人の経営状態を把握することができる判断指標の構築といったものも検討していきたいと考えております。

5、問題のある法人については、現在も報告、検査、措置命令あるいは解職勧告等々、あるいは解散命令という規定がございますけれども、こういったものは所轄庁がきちっとどういう手順で使ったらいいのか、こういう手順も明確化していきたいと考えております。

「2. 経営主体間のイコルフットィング」の議論でございます。

これにつきましては、介護・保育分野に着目し、営利法人と非営利法人が併存している。そういう特別な市場の中で主体間のサービスの質の競争あるいは利用者の利便が高まるようにイコルフットィングを確立すべきではないか。

第一種社会福祉事業の経営主体について、行政社会福祉法人ということになっておりますけれども、多様な経営主体の参入ができるようにすべきではないか。補助金非課税措置などの財政の優遇措置について、同種の事業を展開している株式会社、NPOが入ったということ踏まえてどう考えるかということの論点でございます。

初めに、現在の私ども介護・保育の分野という意味では、いろんな主体が入ってくることを制度的にある程度認めておるわけですが、お手元の資料1の後ろから2ページ、まず保育の分野については多様な主体に委託ができるということで制度的には手当てをいたしております。高齢者については、どのような考え方をとるべきかでございますが、まず「高齢者向け住まい、施設の件数」という表がございます。この中を御覧いただきまして特徴的

な点を御説明します。これは平成12年度からのデータでございますので、平成12年度以前は介護保険がございませんので措置制度ということですから、高齢者介護ということになれば、施設では特別養護老人ホームだけ、こういう形だったと思います。

平成12年度に介護保険が導入されまして、有料老人ホームでそういう介護を専用でやっているようなところにつきましては、特定施設入居者生活介護という形で、介護保険で介護費用を賄うということになりました。それ以前の有料老人ホームの場合は、利用者から介護サービスをするための費用を入居金以外に別建てでとっておられるという時代がございましたけれども、平成12年度以降は有料老人ホームに入所していても介護保険の対象者になるという形で介護報酬を出すということになっております。

そうしたところ、当初は平成12年のときは、まさに介護老人福祉施設という一番上の青い線が多うございました。それに対しまして有料老人ホームは349と非常に低くございました。その後、有料老人ホームが伸びてまいりまして、特に平成17年、18年あたりから有料老人ホームは増えておりまして、現在、施設数だけ見れば特別養護老人ホームを超えている状況にあるということにございます。

この平成17年、18年の差異は何かと申しますと、言ってみれば特別養護老人ホームは介護保険料で運営されますので、あるその市町村の被保険者の方々の保険料負担あるいはその当該施設があるところの市町村負担が発生いたします。

そういたしますと、例えば東京でいえばある村に特別養護老人ホームができて特別区の方がみんな入ったとなると、何も手当てをしなければ村の被保険者と村の公費が特養の費用として支払われることになります。そうすると、小さな村では、それは賄えないから断るといふ事態が起きるといふことでございます。

そこで制度的な手当てとして、区から入った人の費用の分について、一部保険料、あるいは市町村の負担は区がするとすれば、村の被保険者さんにとってみれば、自分のところの被保険者が入ったら当然自分のところの保険料と税を入れるのは当たり前だと。しかし、よその人が入っても、よその市町村が払いますので、村にとってはある意味財政はニュートラルである。そういうことにすれば、いろいろなところで施設ができて大丈夫だろう。これを住所地特例という言葉で適用しております。

ところが、当初、有料老人ホームではそういうことになっておりませんでしたので、そこを18年度に改善いたしまして、要は有料老人ホームにおいても介護を受ける場合は、住所地特例を適用しますと。したがって、有料老人ホームがどこにできても、入所者が前に住んでおられた土地の被保険者なり市が支えるということですから、財政はニュートラルだろうと。こういうことでかなり増えてきたといふことが言えると思います。

また、あわせてグループホームというラインが箇所数で一番多くございます。これは圧倒的に営利法人ということにございます。

さらに右端に2,245、今後サービス付き高齢者住宅も増えていくとしております。申し上

げれば、私ども高齢者介護で入所系の事業については、特別養護老人ホームだけではなくて、こういう有料老人ホームあるいはグループホーム、サービス付き高齢者住宅、こういった多様なものの組み合わせで高齢者の介護者を入所で支援していくと考えておりますので、決して特養だけでやろうということではございません。むしろ有料老人ホームなどがかなり大きな力になってきていると思っております。ですので、特別養護老人ホームは社会福祉法人が中心、有料老人ホーム、グループホームなどは民間営利企業が中心という中で、こういう多様なサービスの種類の中で高齢者介護サービスを満たすことが我々としては1つのイコールドな形と思っております。

資料を御覧いただきますと、5ページに書いておりますけれども、入所施設としては今申し上げたように、特別養護老人ホームの他に有料老人ホームなどがございます。実際そこに数字がございましたように、有料老人ホームあるいは25年度から始まりましたサービス付き高齢者向け住宅、これは賃貸の形式をとっておりますけれども、ここも住所地特例を入れております。ここも含めて現在規模的には66万人の対応が可能になっているという状況でございます。

6ページにございますが、そういう意味で営利法人が行うこれらの事業も含めて、介護保険制度では同一サービス、同一基準という考え方をもとに報酬を設定しているということでございますので、例えば有料老人ホームで介護をやる場合も、利用者3人に1人の職員をと。特別養護老人ホームも利用者3人に1人の職員をとしておりますので、その部分についての費用はほぼ変わらない。特別養護老人ホームは医者を置きなさいと、有料老人ホームは外のお医者さんをお使いいただいて結構ですということですので、一定の義務付けで若干差があるということがございますが、基本の介護のところでは同じでございます。

一方、保育所につきましては、既に営利法人の参入が可能となっておりますが、これについても運営費は同じでございますということですので、株式会社の保育所と社会福祉法人の保育所とでは運営費は同じだということになっております。

では、そういう中で高齢者、特別養護老人ホームについてどういう方向になっていくのかということ。有料老人ホームは、有料老人ホームを設計される方が入居金あるいは利用料は自由に設定できます。介護の費用だけが介護報酬で賄われているということですので、言ってみれば食事代とか入居の費用等は自由設定になっております。

一方、特別養護老人ホームは、低所得者については減免等を義務付けますので、一定の価格の抑制がございます。そういう中で、利用者がどちらを自由に選択されるかということであれば、有料老人ホームでも、特別養護老人ホームでもどちらでも同じだろうと考えております。

その中で今後特別養護老人ホームが果たす役割としては、要介護度が非常に重度である。現在、平均で5段階評価で3.9という非常に重たい人が増えてきております。ますます低所得で家がないような方々については、あるいは有料老人ホームなどを利用できないような

方については、特別養護老人ホームでしっかり対応していかなければならないと思っております。

さらに、特別養護老人ホームは重度の要介護者を支える施設として重点化すべく、今度の法改正では要介護3以上にも限定していく。一方、有料老人ホームの特定施設は要支援から入居可能であるということですので、もっと長く入っていただけるということです。現行でも特別養護老人ホームは要介護の人しか入れませんので、要支援の方は入れないということになっております。それをさらに3以上に限定して、低所得中心、そして重度者中心に変えていくということでなかなか民間が参入できない分野を支えるということだろうと思っております。

そういう意味で4でございますけれども、社会福祉法人は社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者、生活困窮者に対し、一定の制約のもとで事業を実施したりするという一定の優遇措置を受けております。他方、営利法人はそういう規制はあえてなく、事業の効率性を追求し、自由な価格設定、自由なサービス設計で利益を上げる。そういう意味での共存ということになるのではないかと考えておまして、それぞれが利用者のニーズに応じて役割を果たしてもらったらよいというのが私どもの考え方でございます。

今後、多様なニーズに合った多様な施設のサービス提供を促進していくためにも、社会福祉法人につきましては、まず前述のような地域のセーフティネットとしての役割を適切に果たせるように、地域に不足しているサービスを担う、あるいは低所得者、重度介護者への重点的な対応をする。地域福祉の貢献などを義務付けるような必要な制度設計を行いたいと考えております。さらに、加えて言えば、地方自治体が保険者として地域の介護サービスをどのように供給していくのかと考えていただきたい。もちろん保険者ですから、保険料が幾らでも上がるということにはなりませんので、そこは地域の住民の皆さんと協議しながら保険料の範囲内でやるということになると思いますけれども、保険料などの住民負担の問題に配慮しつつも、できるだけ地域ニーズを多様な主体で賄ってもらえるように私どもは今後よくよく説明し、要請していきたいと思っております。とりわけ大都市での高齢者問題は非常に重要だと思っておりますので、多様な主体が多様な形で参画できるようにしていくことが肝要と思っております。

長くなりましたが、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの厚生労働省からの説明に対する意見交換に入りたいと思います。どなたかいかがでしょうか。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 御説明ありがとうございます。以前にもこの場でお聞きしたかと思いますが、財務諸表を開示する。資料でいいますと1ページ目の5番での標準的な様式について

は現在検討と御説明がありました。

社会福祉法人については、新会計基準が導入されるということですので、ここで言っている標準的な様式というのは具体的に何か、いま一つよくわかりません。その辺について、これが何を意味するのか。つまり、会計基準が決まっていれば、基本的には財務諸表というのはできるわけですから、改めて様式なるものを時間をかけて検討するというところが中身と必要性がわからない、その辺について教えていただければと思います。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） これは御指摘のあった標準的形式のほうがよろしいだろうということでございました。もともと財務諸表自体も何ページもあるものですので、これを一般の方が御覧になってわかりやすいようにしたいという趣旨で考えておるものございます。むしろここは絶対載っていなければいけないとかという御意見があれば私どもは対応していきたいと思えます。今おっしゃったようにそのまま出せということであればそのまま出しますけれども、それだけでは、ちょっとわかりにくいのではないかと我々は思っているものですから、今後そういう意味で財務諸表の中のいわゆるPLの部分についてわかりやすい表記をどうしたらいいとか、そういうことを今後検討したいという趣旨でございます。一番プリミティブには全部出すというような方法があるでしょうけれども、わかりやすい方法も検討したいということでございますので、今後いろいろな方の意見を聞いて作っていきたいという趣旨でございます。

○岡議長 他に。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 全体的には、私ども規制改革会議の示した意見に非常に前向きに対応していただけていると思うのですが、もう少し踏み込んでいただけないかなと思った点がありまして、それについて申し上げたいのです。

内部留保の明確化のところで、法人みずからが説明責任を果たすことが重要という言い方をされていて、余り厚生労働省が直接指導したりするということには若干躊躇しておられるような感じがしたり、あるいは第三者評価受審率の向上のほうについても、第三者評価を受けるインセンティブを与えるというような言い方になっていて、これは強制するというような考え方は余りとりたくないとも感じられたのです。

私は、こういうときにだけ妙に市場に任せるみたいな考え方が出てくるのがすごく違和感がございまして、つまり、何か情報を提供したらステークホルダーがいわば行動することで、その主体に対するガバナンスが働いて、それで結果的にいいほうに動いていくというのは、例えば上場企業に対して株主が牽制するとかというようなことではあり得ると思うのですけれども、社会福祉法人の場合は、もちろん利用者が不熱心な社会福祉法人のサービスを利用しないというのは究極の選択としてあり得ないとは言えないのですけれども、やはり経営に対して利用者が直接発言ができるような仕組みではないわけですし、そのの

ある地域にそういう団体しかなかったら、そこのサービスを若干嫌だなど思っても使うという現実もあると思うのです。その意味では、情報を出してもらえばそれによって全体がよくなるみたいな、一種の市場に任せるみたいな考え方は社会福祉法人のガバナンス改革については全くそぐわないと思うのです。

その意味で、私は規制改革会議というと国が介入しないことばかり目指しているように誤解している人も世の中にいると思うのですけれども、私はこの問題については厚生労働省がもっと個々の事例に対して厳しく指導・監督をしていかれるというのが全体を改善していく道だと思ひまして、こういうことにはもっと踏み込んでいただきたいなという気がした次第です。

○岡議長 浦野委員、どうぞ。

○浦野委員 今の内部留保のことでもう少しお聞きしたいのですけれども、かなり前の会議で、内部留保は本質的に国民のものであるというような御見解もあったわけですが、今回は、法人みずからが責任を果たすということにとどめているわけですね。もちろん財務諸表上はその法人に内部留保が乗っかるわけですから、そこから全部取り上げるというわけにはいかないでしょうけれども、例えば一定割合について、国なり地方自治体はその使い道について全体像の中で議論していくというようなことが、国民全体の費用負担ということも含めて1つの方法かと思うのですけれども、そういうところまで踏み込んだ検討は今後なされるのか、全くその余地がないのか、それが1点です。

もう一点は、その次のページの調達の公正性・妥当性の確保のところ、普通の民間の会社で言うと利益相反みたいなことだと思うのですけれども、こういう利益相反取引について役員会、こういうところできちんと議論した上で、そういう取引ではないのですよということを、この法人の中できちんと議論していくというようなことというのは規定上今ないのでしょうか。その辺を質問で聞かせてください。

○岡議長 お願いします。

○厚生労働省（古都審議官） どうもありがとうございます。

まさに前段、大崎先生から御指摘のとおりです。内部留保は我々も非常に重要な福祉サービスへの投資、お書きいただいている論点でも再投資すべしということまで言っていたいておりますので、是非そういう方向性に結びつけたいと思っています。そのときに何らかの事業実施を義務付けたほうがいいのか、あるいは事業計画を明確化させて事業計画内容について指導していくという方法論もあるのではないかと考えております。決して全部法人に任せるという議論ではなく、法人の自主性も生かしつつ、一定程度今の御指摘を踏まえて枠組みを検討していくということが必要だと思っています。その点については、社会福祉法人の在り方等に関する検討会とか、あるいは現場の状況もよく理解した上で、そういう方向を強めていきたいと考えております。

第三者評価の受審でございますけれども、私も第三者評価の受審は重要だと思っております。

ます。福祉サービスの質を考えたときに、まず行政が監査をしております。行政の監査と第三者評価というものはよく混同される場合もありますが、基本的に行政がやる監査というのは、例えば利用者3人に職員1人を置けといったときに4対1だったらだめだといって強制力を持って実現させるのが監査だと思っております。一方で第三者評価がすべきところは、法人の自主努力、要はいいところを評価する。つまり、大崎先生がおっしゃったことは、例えばいい法人と、そうではない法人がわかるような第三者評価であるべしという御指摘だと思います。その際、受審を単に全部義務付けてしまうと金太郎あめのように受けてしまうのかなという懸念もあったのですが、御指摘は第三者評価の内容を開示して国民に理解してもらうことが重要だろうということだと思いますので、そこも前向きに検討させていただきたいと思っております。

浦野先生の御指摘でございます。内部留保について、一定割合について使途を全体像の中で議論して決めていくべきであるとのこと。まさにそのとおりでございます。その際、私どもは検討の選択肢を持たせていただきたいと思いますのは、事業を義務付けるという方法もありますし、地域に貢献しているかどうかわかるような会計表記もあってよろしいのではないかと、例えば地域貢献会計区分だとか、そういうのもあっていいのではないかと、このお金がきちっと地域還元されている、社会福祉事業に使われているということがわかるような方策での位置付けなり、そういう指導をしていきたいと思っております。

利益相反の議論です。現在のところ、社会福祉法人の理事、役員につきましては、利害関係人は3分の1を超えてはならないという規定にしておりまして、一定程度抑制をするということにしております。当然そこは議論をされるべきだと考えておりますし、外部の方を必ず入れてくださいということも指導は一定程度しております。今後、そういうことを検証していきたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 今さらこんなことを聞いてまことに申しわけないのだけれども、今いろいろ御説明があった特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、料金の自由設定とかいろいろありましたけれども、施設別の御説明になったようなそれぞれの施設がどこからどういうふうに違うのかという簡単な資料は用意していただけないでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） わかりました。

○長谷川委員 あわせて参考資料1、2のところでも8つぐらいの施設がそれぞれ書いてありますけれども、これについてもそれぞれどこがどういうふうに違うのか、税金はどういうふうに入っているのか、利用者負担はどうなっているのかということについて説明した定義の資料が欲しいのです。よろしくお願いします。

○厚生労働省（古都審議官） わかりました。

○長谷川委員　すぐ用意できますか。

○厚生労働省（古都審議官）　全部ということになると少々時間をいただきたいと思いません。

○長谷川委員　わかりました。

○岡議長　他にいかがですか。

　翁委員、どうぞ。

○翁委員　私どもから出させていただいている考え方についていろいろお答えいただいたのですが、少しくラリファイしたいところがあるので教えていただきたいのです。

　1つは、2ページ目の（2）の一番上ですけれども、ここでお答えいただいているのは、個別の補助金の話でございますけれども、厚生労働省としても全体像を国民にわかりやすく開示するというのも申し上げていますが、これについてもお取り組みいただけるということによろしいのかということが1つ目。

　先ほど議論がありました3ページの（5）の第三者評価受審率の数値目標。いろいろな質がもちろん見えて内容が充実しているということも重要でございますが、やはりこういった目標を定めてやっていくことが必要だと思いますが、これについていかがなのかということが2つ目です。

　3つ目が4ページの（6）のところに、経営が悪化したところに対しての介入の仕方ということで、ここでお答えいただいているのは勧告手続の明確化などを検討すると書いてございますが、これは社会福祉法の見直しとの関係で、見直しをする必要があるのではないかと書いておりますけれども、それについてはどういう御見解なのか教えていただければということでございます。

○岡議長　お願いします。

○厚生労働省（古都審議官）　まず1点、補助金の全体像についてです。その使途については予算上は概数としては出ております。地方自治体に交付をお任せしている部分もあるものですから、できるだけそれはわかるような形で表すことを努力していきたいと思っております。

　2点目の受審率の目標ということでございます。今後、そのための環境整備をまずやらなければいけないと思います。つまり、受審機関の質もそろえていかなければいけない。既に行われているさまざまな第三者評価があって、どここの受審だとりやすいとか、そういう話もちらっと聞くことがあるものですから、やはりきちんと審査機関のほうの課題も整理しつつ、そうした上で、どういう状態になったら第三者評価が浸透しているのかどうかということも考えなければなりません。そういう意味では、定性的か、定量的かも含めて一定の目標というか、方向性を考えなければいけないなと思いますので、目標の置き方については検討させていただきたいと思っております。

　3点目、手続の明確化ということでございますので、当然現在社会福祉法人等に関する

在り方等に関する検討会で議論していただいたことはこの場でも御説明したように、制度改正は27年の国会に間に合うようにしたいと思っております。そうであれば、今、手続があるわけですが、これで十分かどうかについては、法人の組織の立て方から一回見直すということになりますので、そういう中で法的に見直す部分があるのかないのかも含めて検討したいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

○林委員 本日の2つの論点のうちの「1. 事業者のガバナンス」については、私も、ただ今、翁座長から御質問があったとおりの質問がありまして、それについてもう少し具体的なお答えを後日で結構なのでいただきたいと思っております。

また、この「1. 事業者のガバナンス」についての御回答を拝見すると、いずれも「本年度中に関係通知を改正」と書かれておりますので、是非、通知の改正案について、本年度中に規制改革会議に御説明いただきたいと思っております。今、たくさんの委員からお話があったように、この政策について国として統一的な行政の方針を示すということは、900の所轄に分かれているということですが、厚労省以外のどこもできないわけなので、是非厚労省として全体的に政策をどう進めるのかというところを明らかにしていただきたいと思えます。

第2点の「2. 経営主体間のイコールフットィング」について質問させていただきます。

2の2番のところで、同一サービス、同一基準の考え方をもとに報酬が設定されているため、おおむねイコールフットィングが確立されていると回答されているのですが、同一のサービス、同一基準で提供しているにもかかわらず、社福と社福以外では課税の有無が、つまり、社福については課税がないという差違が設けられております。

低所得者や生活困窮者への対応という行為をすればそれについて免税するとか、課税についての考慮をするというのであればまだしも、事業の主体でもって、社福かどうかで、社福であれば課税をしない、という取り扱いをしているということが、同一サービス、同一基準であるからイコールフットィングだという御回答とは矛盾しているように思われるのですが、その点はいかがでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） 前段のほうのガバナンスについては、今後さらに具体化していかなければいけないのはそのとおりでございます。通知の改正については、いろいろこちらでも御議論いただいておりますので、機会があればまたそういうことは考えていきたいと思っております。ただ、通知改正ということになると、パブリック・コメントもしなければいけないので、そういう別途法的手続をとらせていただきたいと思えます。

大切なことは今後の進め方です。多分通知だけではなかなかうまく通らないのではないかと。私どもが聞いている限りでは、自治体によっては同じ文言であっても指導のされ方が違うとかというようなお話も現場から聞きますので、所轄庁が900余になりましたので、

1,000近い担当者がいるわけですので、どうやってそういう方々に統一的な指導ができるようにするのか。なかなかの課題だと思っておりますので、研修会も手厚くやらなければいけないということですので、通知の発出で終わるのではなくて、その後の取組をしっかりとやっていきたいと思っております。

イコールフットイング、基本的に営利と非営利、それぞれ役割が違うということでのものだと思います。その前提で介護保険制度という中に入ってきてもらっているということでございます。海外を見ましても、営利、非営利が共存している市場というのはどこの国でもございますし、そのことをもってどうかということではないと思います。

その上で、同一サービス、同一報酬というのは、例えば介護療養型の施設は医療行為を行うということですから、そうなると、医療行為を行うための医師とか看護師とか、必ずいなければいけない。特養は例えば嘱託医という形で日々の健康管理をしていただいております。そういう意味では、装備が違いますから、そういうサービスを義務付けた施設であるならば、一方は医療職ができて医療が提供できるような装備が要るので、当然報酬は高くなります。

一方、特別養護老人ホームは、一定程度健康管理をしていただくということですが、基本は生活ということになりますので、そういう意味では介護職員が何人いるのだとか、そういうことが実現できるような報酬設定になると思います。

グループホームの場合、規模が小さくて職員数が少ないのですけれども、逆にいいますと、重度になった場合にはなかなか扱えないので、むしろ早期に入っていただいて落ちていただくということを目指していますので、そういう政策目的から、グループホームの場合は、軽度者を高めに設定しているというように、サービスの内容とか目的に応じてそれぞれ報酬は違う。そういう中で、介護つきの有料老人ホームと特別養護老人ホームの違いはといえば、例えば嘱託医の義務付けがありやなしやとかでございますので、その他の3対1の職員配置は同じということになっておりますので、その点については差異がないということでございます。

その上で、社会福祉法人と営利法人、それぞれ強みがあると思っておりますのは、例えば営利事業としての有料老人ホームは、住民ニーズに応じて自由な価格設定をして、広さも特別養護老人ホームは1人当たり10平米前後であるのに対し、有料老人ホームは15～20平米の間ぐらいだったと思います。広い部屋を選びたいという選択ができるようになる。そういう意味では、それができるように、有料老人ホームは自由な価格設定あるいは居住費用も自由にとっておられますし、その点についての規制はないわけでございます。一方、特別養護老人ホームは低所得者に配慮して、低所得者については居住費用を高くとってはいけないとか、そういうことを義務付けたり、あるいは利用料、1割負担をやっておりますけれども、低所得者の減免をするようにということを一定程度義務付けておりますので、逆に特養側からすればそこは自由という議論もあるかもしれません。私どもとしては、

重篤、低所得者に入っていただくということであれば、そこはちゃんと抑制した態度で費用を利用表からとっていただかなければいけないと思っております。

その上で、社会福祉法人には、他の主体がおやりにならない事業もやっていただく。撤退は基本的にさせません。つまり、特別養護老人ホームが廃止される場合は、清算されて国に資産をお返しいただくか、他の特別養護老人ホームをやっているところに譲渡していただくという形になりますので、サービスを絶対やらしてもらわなければいけないと思っております。

そういったようなさまざまな一定の規制がございますので、非課税ということにしております。今、先生の御指摘は、その非課税になっていることがしっかりと地域に貢献していくという形で見えないということに最大の問題があるのではないかということだと思いますので、まさにそれを先ほど言いましたけれども、義務付けるとか、地域貢献をやらしてもらわなければいけないとか、そういうことが一応国民の目から見てもしっかりとやっているという評価になるし、それであれば新たな税の投入なしに、社会福祉法人が非課税された分ですっきり地域への貢献をやらせよう、そういうことが重要ではないかと思っております。そういう小さな意味では全く同じではないのですけれども、それぞれ得意な点とか、あるいは貢献すべき点があるという意味で大体同じではないかと思っております。

○岡議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 今の点に関連して、非営利法人と営利法人の役割は違うということで、以前は社会福祉法人というのは役割が違ったのだと思います。しかし、少なくとも介護と保育に関して、措置ではなく契約になった時点で、ここは営利法人と非営利法人が混在するマーケットになった。同じサービスを提供する、競合するマーケットになりました。だから、私どもはイコールフットィングということを問題にしています。

その観点でいいますと、同じ介護保険給付を受けてサービスを提供しながら、なぜ社会福祉法人だけ法人税も固定資産税も非課税なのか。これが私には理解できません。仮に嘱託医を置いているからということであれば、では民間事業者が嘱託医を置いたら、それは非課税事業になるのかどうかというのが1つ目の御質問です。

2つ目、社会福祉法人というのは生活困窮者ですとか、地域のニーズに応じて社福にしかできない貢献をするのだというお答えでしたけれども、それを提供していない、あるいは提供していてもごく微々たるものしか提供していない社会福祉法人については、今後撤退を命じていくおつもりなのかどうかという、これが2番目の質問です。

○厚生労働省（古都審議官） 前段の、結局医師を置くとか置かないとかということについて、そのことは報酬上の評価という問題であって、それが課税非課税と直接結びつかないということでございます。

2番目のニーズをちゃんと満たしていないと、これは私どもが今後基準を考えていかなければいけないと思っておるわけですがけれども、地域貢献をどれだけやるのか。すなわち、

きちっと義務付けてやっていった場合に、それをやらないという場合は強い指導をしたいと思います。最終的には解散命令もあり得るわけでございますので、今後世の中から見えて貢献していない、社会的な役割を果たしていないというものについては、まず指導を徹底していかなければいけないのですけれども、いきなり排除ということにはなりませんけれども、最終的には撤退をしていただくということも考えております。

○大田議長代理 その基準をつくっていくというのは、いつごろまでにおつくりになるスケジュールでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） これはまずどういう事業を今やっているかということから調べていかなければいけませんし、この社会福祉法人の在り方等に関する検討会を踏まえて制度改正いたしますので、そこまでには詰めていかなければいけないとは思っております。

○岡議長 森下委員、どうぞ。

○森下委員 先のお話をお聞きしたいのですけれども、今回、こういう形で届出とかがあって、前回の状況でも本来は公表しなければいけないのにしていないところが結構あるというお話だったと思うのですが、もし公表しなかった場合、どのような形で今後公表を促すのか、あるいは罰則等も考えているのかという点。

もう一点は、調達の公正性・妥当性です。この部分に関して、妥当でないというのが出てきた場合どのようにするのか。実際の運用のところを少しお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） まず1点目の公表については、どうやって公表してもらうかについては、何段階かあると思います。個別指導がありますし、次は例えば公表しないところの法人名を公表するといったこともありますし、さらには措置命令というのが強い権限でございますので、措置命令をかけ、それに従わなければ処分しますということになります。段階としてはそういう形で、相手と話し合いながら、自治体の指導監督としてやっていきたいと思っております。

公正性・妥当性、これはあくまで不正があるかないかという話にもなりますので、そこは個々の監査の段階で見ていくことになろうかと思えます。一般の企業でも、なかなか不正があるかないかというのはすぐにはわからないので、当然自治体へのいろいろな情報提供だとか、そういったことを監査部局で管理しながらやっていくということになろうかと思えます。現在でもそういうものが寄せられた場合に自治体が監査に入って、それで指導したという例もございます。

○森下委員 監査に関してですけれども、まだ決まっていないのかもしれませんが、どれぐらいの期間で監査を定期的にされる予定なのですか。

○厚生労働省（古都審議官） かつては都道府県がやっていたので、それはなかなか全部回り切らないということです。施設については、また別に施設を監査するグループが

いますので、言ってみれば法人を監査するグループと施設を監査グループ、両方ございます。施設を監査するグループはかなり頻回に、人数もいますから全部一遍にはできませんが、何年かに1回は回っています。法人も今後そういうことで優良なところとそうでないところを分けながら回数を決めていきたいと思っています。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員 ありがとうございます。確認になります。

つまりは、今、財務諸表が公開された後にどういうふうにやっていくのかというところまで話が及んで大変いい傾向にあるなと思って聞いているのですけれども、この財務諸表なのですが、基本的なところに戻りますが、1ページ目、先ほど佐久間委員から標準的な様式ということについては、プリミティブな方法として全部を公表することもあるが、その他のことを検討するとお答えになったと思うのです。

基本的に財務諸表は、全てのものが全部は公表された上で、その他に何かわかりやすいまとめを提案するかどうかを検討しているということで、財務諸表は全てが丸々公開されるのですよねというのが1つ目の質問。

そして、25年度はもう終わっているわけですが、27年度は新しい会計基準ですね。25年度、26年度はそれぞれの施設がお持ちの財務諸表がそのまま丸々。

○厚生労働省（古都審議官） 逆に言うと標準的にここは必ずわかるようにしてくれというのが要るのではないかということです。

○佐々木委員 しかしながら、それは全てのものが全部公開された上でまとめをつくるということですね。それは、それぞれ25年度、26年度、いつどこで公表するのでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） 25年度につきましては、3月いっぱい決算して、その後、民間企業と同じですけれども、しばらく整理していただいて、最後、法人で大体6月ぐらいでしょうか、5月、6月ぐらいは決算、役員会だと思しますので、そうしたら載せるということになっていくと思います。

○佐々木委員 それはどこのホームページになりますか。

○厚生労働省（古都審議官） まず、各法人に義務付けますので。

○佐々木委員 でも、ホームページを持っていないところもあります。

○厚生労働省（古都審議官） そのところについては、どこか自治体とかまとめたりする方法を考えたいと思っています。

○佐々木委員 わかりました。26年度は来年の6月ぐらい。

○厚生労働省（古都審議官） そうです。通常の決算期と合わせてになります。

○岡議長 佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。今、佐々木委員の御指摘したところに重なるところがあるのですけれども、25、26は新会計基準ではなくて今の会計基準に従った財務諸表

が出ると。したがって、それは収支計算書と貸借対照表がそのまま出ていくという理解でよろしいでしょうか。

つまり、勘定科目が何か、今回に当たって特別にまとめられるとか、そういうことでは決していない。ですから、わかりやすくというところがわからなかったというのは先ほど申し上げたのですけれども、収支計算書、貸借対照表というのは勘定項目が決まっていますから、単純にそれに数字が入ったものが出ていけばいいので、それをさらにわかりやすくするという意味が、それをさらに何かまとめるようなものをつくられるということなのでしょう。

○厚生労働省（古都審議官） 今、入っている会計基準が、例えば高齢者向けの基準があったり、指導要綱があったりとか、障害者でいうと、かつて授産施設というのがございましたので、その授産施設の項目が微妙に違っていたりとか幾つかございましたので、それを今回も完全に統一していこうということです。

つまり、例えば高齢者向けの施設に特有のルールはもうやめようということなどで27年度から統一実施したいと思っておりますが、そこまではどうしても今の基準に従ったものが出てきますので、それを比較がどうかという、法人としての比較について課題があるのであれば、そこは共通項は何かとか示す価値はあるのではないかと考えております。

○岡議長 標準的な形式というのは、我々が求めたポイントでもあるわけですね。

○佐々木委員 それぞれの施設が今どんな状態のものをつくっていたのかということも1つ知りたいことなわけなので、そのもとは一応評された上でということですね。

○厚生労働省（古都審議官） はい。

○岡議長 他に。

松山専門委員、どうぞ。

○松山専門委員 今回の議論で重要なのは、今社会福祉法人が提出しているものをそのまま見せられても問題が幾つかあります。

1つは、法人全体の連結財務諸表をつくって、それを所轄庁に出しているところと出していないところがあります。財表を公開されて国民が見たときに、法人全体のデータでないと意味がないのです。というのは、法人全体でないということは、各施設単位の財務諸表が束になって数百ページでどかっと来るわけです。これはよほど専門家でないと見ても何だかわかりません。かつ、施設単位の財表は間違いも結構あります。したがって、この標準的な様式というときに、法人全体の財務諸表を作成してちゃんとそれを出してくださいというのが1点。

もう一つは、インターネットで公開を義務付けるのはいいのですけれども、今どうなっているかという、公開している法人の中には要約版ですましているところが結構あります。要約版というのは、金融資産、現預金が幾らあるかなどが見えないざっくりした形のデータなのです。そうすると、今回社福で問題になった内部留保がどのような資産の形で

持たれているか、国民にはわかりません。それも見えるようにして出していただきたい。この点については厚労省の検討会でこれから中身を詰めることになると思います。施設経営しているところは1万7,400か1万7,500あるのですけれども、前回の厚労省検討会で問題になったのは、全ての財務諸表が公開された時に全体の分析をきちっと一度やらないといけないだろうということです。そのときに費用がかかる、それを誰が出すかという議論もたしか検討会であったと思うのです。その点もいずれ決定することになりますが、私の意見としては、社会福祉法人全体に抛出させるのが筋と思います。

○岡議長 ありがとうございます。前回、そういう議論で「標準的様式」というのが出てきたと理解しております。

他にいかがでしょうか。

竹川専門委員、どうぞ。

○竹川専門委員 標準様式を決めるときに、財務諸表もそうですけれども、先ほどからお話に出ていた地域貢献とか、第三者評価のサービスの質も全部含めて、最終的にその施設の点数化というものも考慮に入れていただきたい。なぜかというと、市町村が新たな施設をつくるときに、既存の社会福祉法人がみんな手を挙げるわけです。ある程度手を挙げるときに、その決め方に必ずしも公正性が欠ける場合もあるのです。ゼネコン、建築業者が補助金事業をやるときは必ず一定の基準、総合点数何点以上しか手を挙げられないという基準がありますので、そういうことも含めて、将来的には点数化でその法人のことがわかるということも視野に入れていただきたいと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

翁さん、どうぞ。

○翁委員 6ページの4のところ、社会福祉法人は低所得者や生活困窮者の対応など一定の規制のもとで事業を実施することや地域の福祉ニーズに対応することが求められているので、補助金や税制優遇を受けているということなのですが、今実態としてどうなっているかということについて、どのぐらいの社会福祉法人が低所得者や生活困窮者に対応しているかというデータを見せていただければと思います。

○岡議長 いかがでしょうか。

○厚生労働省（古都審議官） これについては、お恥ずかしいことながら、全国の事業の把握がないという実態があります。實際上、団体のほうで調査された関係でいくと、公益事業という形の範疇に入る事業を、調査された法人のおよそ3割ぐらいで行っているという記憶がございます。そういう意味では、1999年までは措置事業以外はやるなとか、あるいは純粋性という言葉がございまして、社会福祉法人は社会事業の純粋性、純粋ということとは社会福祉事業以外やるなという指導実態がございました。

私が知っているところある県の法人に聞けば、県に例えば認知症のお年寄りを長屋に入れて、その家賃を大家のかわりに集めて、そして返してくれるのだったら土地を提供するとい

う話があって、長屋をつくって認知症の方を入れたり、それから普通の人を入れたりしました。ところが、法人会計上はお金をいただくということですから預かり金か何か一応設定しなければいけないわけですので、それについて収益事業にしかならない。つまり、大家からすれば個々にとるのは大変だから法人でやってくれと。そうすると、とある県の指導は、我が県では1つも収益事業は認めたことがないと言って認めないというような実態もあったわけでございます。

進みにくい要因もあったという意味で私どもは、古いデータでいう3割ぐらいということとは低いのではないかと思います。これを義務付けてやっていくためには、自治体のほうの対応も変えてもらわないといけないと思っております。一生懸命やっているところは相当一生懸命やっているし、大阪府のように特養を持っている法人が一定の寄付をされて、基金を作って、生活困窮者支援をしている法人もありますので、今後しっかり調査をして義務付けをしていきたいと思っております。

先ほど竹川先生と松山先生がおっしゃったことについては、長期的なことも含めて検討していきたいと思っております。

○岡議長 金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 財務諸表の情報開示のところは、今よりももちろん進む感じはあっていいとは思いますが、是非厚労省の立場といいますか、責任というのは、日本全国の政策がどうかというのを結果も自分で分析しなければいけないのに、社会福祉法人単位の情報開示がゴールにあたかもなっているように聞こえます。しかしその先を考えると、末端の社会福祉法人ごとにインプットをするわけですから、そのインプットが例えば市町村単位に束ねられたり、その後、都道府県単位でまたデータベースになって、最終的には国全体でこの政策全体に投入されているお金の行方と結果を見るためにも、一元的なデータベースが必要。開示というアウトプットの話をしているのですけれども、それはまたインプットに変わって、最終的に厚生労働省の皆さんの仕事もやりやすくするようなデータベースづくりに是非つなげる発想で見ていただきたいということがリクエストです。強い要望です。

○厚生労働省（古都審議官） ありがとうございます。お恥ずかしいことながら、それが今までできていないということが問題で、限られたデータで我々もやってきたということでございます。今度、制度設計する中で、どうやって自治体のデータがうまく集約できるか、効率よく集約できる方法を考えていかなければいけないと思っておりますし、我々も予算をきちんと確保して、分析費用だとか、そういうこともちゃんと確保しないと今のままではなかなかできないので、予算要求も含め、制度改正も含め、さらにやりやすい効率のいい方法を目指して、そして単なるアウトプットに終わらないで、循環していくというようなイメージで仕事がしたいと思っておりますので、御支援いただければと思っております。

○岡議長 林委員、どうぞ。

○林委員 私も本日、厚生労働省から今までになくフレキシブルな、前向きな御回答をい

ただけたので大変期待しております。

特にイコルフットィングについては、今、手元に法律の条文がないのですけれども、社会福祉法人法においても、現状でも社会福祉事業からの撤退自体については、特に規制はなくて1カ月前の届け出で可能というたてつけになっているのではないかと思いますし、また一方で、低所得者や生活困窮者の対応も社会福祉法人に対して義務付けされているわけではないと思います。しかるに、企業との区別を言うときには、今言ったような点を根拠として社福の非課税措置が説明されているというような状況にあります。この際、制度設計を厚労省でなさる上においては、経営主体を問わず、2000年以降、今の措置から契約体制に変わった、基盤が変わったということを前提に、経営主体を問わない事業の撤退規制についても検討していただければと思います。

○岡議長 いかがでしょうか。コメントはありますか。

○厚生労働省（古都審議官） いろんな論点がございますので、そこは整理して物を考えたいと思っております。特に社会福祉法人の場合は、解散した場合は国に財産を返納するというようになっておりますので、そこは学校法人と同じ、共通のルールだと思っております。

私どもが考えているのは、繰り返しになりますけれども、これが十分世の中の役に立っているかどうかということをしつかりやっていくということですし、私どもはそもそも生協、農協も含めていろんな主体が入っておられます。それぞれ法人にまず提供しなければいけないのは同一サービス、同一報酬というのが基本原則だと思っておりますので、そこで差はつけない。その上で、生協は生協としての役割があるでしょうし、農協は農協の役割があるでしょうし、それぞれが役割を果たせるような規制の在り方、行政の在り方が必要ではないかと思っておりますので、今後検討していきたいとは思っています。

○岡議長 予定の時間をちょっとオーバーしているのですが、安念委員、どうぞ。

○安念委員 ちゃぶ台をひっくり返すようなことを伺って恐縮なのですが、厚労省ではなくて松山さんに後学のために伺いたいのですけれども、施設ごとの貸借対照表をつくれと言えつくれますね。しかし、例えば浦野さんの会社で工場ごとに貸借対照表をつかって、それを全部ホチキスで留めて貸借対照表ですと社長のところに持っていったら普通は怒鳴られるのではないかと思うのだけれども、そういうものを貸借対照表とか財務諸表だと称する世界があるのかどうか。

もう一つは、内部留保が幾らあるかわからないものもある、とおっしゃいました。社福は株式会社でないのは重々承知の上ですが、企業の場合、財務諸表の最低限の要求は、配当の利益を確定することなのだから、内部留保がわからない財務諸表というのはあり得ないはずなのです。そういうのも財務諸表と呼ぶ世の中というか世界があるのですかということも松山さんに伺いたい。

○岡議長 お願いします。

○松山専門委員 これは私の個人的意見ですけれども、あるということです。私も1つの法人で数百ページの報告書というのを見ましたけれども、そういうところは20ぐらい様々な施設があって、それぞれに財務データがついているのです。でも、全体の連結した財務諸表は役所に提出されていない。しかし、どう考えても、法人の経営者は当然全体のデータを持っているはずですね。それがないと経営できるはずがないのですが、社会福祉法人の世界では、施設ごとに措置制度時代は経営管理してきた結果、創業者の経営者がいたとしても、各施設長が非常に強いというところもあって、グループ全体のコントロールがきいていないところがある可能性がある。そういう非常に興味深い業界だということです。

○安念委員 よくわかりました。

○岡議長 ありがとうございます。

大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 一言だけ。済みません。

先ほど来、審議官のほうから、いろんな主体が特殊性を生かしてサービスを提供するのがいいことなのだと。だから、同一報酬、同一サービスなのだとおっしゃっておられますが、いろいろな経営主体が特質を発揮させるためにこそイコールフットィングが必要なのだということが私どもの問題意識ですので、改めてお伝えしておきたいと思います。

つまり、同一報酬、同一サービスであっても、一方だけ税制上の優遇を得ているということでは競争条件がイコールではないので特質は発揮できない。特質を発揮させるためのイコールフットィングだという問題意識だけお伝えしたいと思います。

○厚生労働省（古都審議官） その点について、生協、農協も一定程度軽減税率にはなっているわけですし、海外でも営利、非営利が共存する場合に非営利への優遇措置がどうだということはなく、非営利が非営利たることを果たせというのは海外のことですので、そういう展開の議論はないということだけ申し添えておきます。

○岡議長 ありがとうございます。

大分議論も深まりましたけれども、今日の議論を通じまして、2つのテーマのうち、最初のガバナンスについては、多くの委員の皆さんも感じているように、大分我々が指摘した論点に沿った形で御説明いただいたと思いますが、いくつか申し上げます。

1点目は、保育のときもそうだったのですけれども、厚労省には、是非、都道府県あるいは市町村というそれぞれの階層の実態を全て把握していただきたい。私、最近「縦串を通してほしい」と各省に申し上げているのですが、そういう形で、先ほどのデータのところも、政策面も含めまして、しっかりと把握していただくことが必要なのかなということでございます。特にガバナンスを徹底させようという今日の御提案は、そこをしっかりとやっていたかかないと形はできても実の伴ったものにならない恐れがありますので、そこを是非お願いしたい。

2点目は、タイムスケジュールです。今日の御説明では「今年度中に」というものと「何年度中に」といろいろ混在しているのですけれども、記載のないところもありました。何となく「今後」とかというのがありますので、厚労省としては、いつごろまでに検討結果を出そうとされているかという時間軸を入れていただくと、今日の御説明がさらにグレードアップできるのかなということです。

後段のイコールフットィングについては、今日の皆さんのやりとりを聞いてみると、今日の厚労省の御回答でわかりましたという話ではどうもなさそうなので、引き続き私も検討してみます。要は、全てのことをイコールフットィングにするのか、あるいは形は違うけれども、中身も含めて、全部を総合的に見たら、かなりイコールフットィングではないかと。今日の御説明は後者のように聞こえるわけです。そうであるならば、我々から見てもそうだなというような状態にしていく必要があるのかなと。

例えば、税の優遇制度を受けているわけだから、もっと社会貢献、地域貢献、福祉貢献、どんどんやらなければいけないという御説明がありました。であれば、例えば、PL上の利益の半分は必ずそちらに使うことを義務付ける。そして、使ったことが翌年のPLに明確に出てくるとか、そういうような基準でも設けないと、ただ、社会貢献、地域貢献するから、一般法人と違って税のメリットを受けるというだけでは足りないのかなという印象を持ちました。いずれにせよ、イコールフットィングの部分については、もうしばらく我々の内部でも議論しますし、必要だったら、また意見交換をさせていただきたいと思います。

以上です。今日はお忙しいところありがとうございました。

○厚生労働省（古都審議官） ありがとうございました。

○岡議長 それでは、議題2に移りたいと思います。「省令等下位規範による規制の実態の分析と見直し」について、まず事務局から説明してもらいます。

○中原参事官 それでは、資料2をお開きいただければと存じます。

資料2と申しますのは、これまで昨年来の規制改革に係る議論の中におきまして、その検討の過程におきまして、上位規範との関係において議論が生じた規則あるいはガイドライン等々について、例示としてその整理をさせていただいたものでございます。

本日は、そのそれぞれの各論の結論の当否というものよりは、こうしたことがこれまでに上位規範との関係ということで問題になったわけでございますけれども、こうしたことを念頭に置きながら、全体としてどのように見直しのスキームをつくっていくかという観点から御議論を賜ればと思ひまして、その前提として、材料としてこれまでに出来たものを御紹介させていただければと存じます。

まず1つ目ですけれども、温泉を湧出させる目的ではない掘削に対する許可ということでございまして、温泉法3条では、温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請し、その許可を受けなければならないとされているわけでございます。

しかし、地熱発電の試験的な掘削など、温泉を湧出させる目的ではない場合でも掘削のニーズがございますところ、このガイドラインにおきましては、温泉の湧出が見込まれる場合には、温泉法に基づく掘削の許可の申請が必要だとされているところでございます。

2 ページ目でございますけれども、医療法7条5項というところで、営利を目的として病院を開設しようとする者に対しては、前項第4項の規定にかかわらず、第1項の許可を与えないことができるとされておりまして、許可をしてはならないとは規定されていないわけでございます。

下位規範による規制の現状というところを見ていただきますと、これまで健康・医療ワーキング・グループにおきまして御指摘がされておりまして、営利法人を含めた多様な視点をこうした医療機関の経営にいかしたいという指摘がございますところ、営利法人自身が医療機関を開設することについては昭和25年8月2日厚生事務次官通達によりまして、今後会社組織による病院経営は認めない方針ということで実質的に許可を得ることができないこととされますとともに、このような営利法人自体が医療機関を開設するのではなくて、営利法人が医療法人の社員となりまして、こうした経営に関与するということにつきましても、平成3年1月17日、厚生省健康政策局指導課長回答によりまして、医療法人が開設する病院、診療所は営利を否定されている。そのために営利を目的とする商法上の会社は、医療法人に出資することにより社員となることはできないものと解する。すなわち、寄附や議決権をとらない形での出資はできるわけですが、社員として議決権を取得するというようなことでの参画はできないとされているわけでございます。

3 ページ、診療報酬の審査及び支払いに関する事務を審査支払機関に委託しない場合の医療機関または薬局の合意要件ということございまして、法律上の規制におきましては、健康保険法あるいは国民健康保険法におきましては、保険者はみずから審査し支払うとなるとともに、審査及び支払いに関する事務を審査支払機関に委託することができるかとされておるわけでございます。

一方で、実際の規制におきましては、健康保険法上のデフォルトに基づきまして、こうした審査支払事務をみずから行いたいとすとか、あるいはみずからの裁量の中で社会保険診療法支払基金以外の事業者にも委託したいというニーズがある中で、厚生労働省保健局通知におきましては、その保険者は医療機関または薬局と合意した場合には、みずから審査支払をすることや委託をすることができるというような規定がされているわけでございます。

最後に健康食品の機能性表示ということで、これは前期の議論になったところでございますけれども、食品衛生法19条第1項におきましては、内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具または容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、販売の用に供する食品もしくは添加物または前条第1項の規定により規格もしくは基準が定められた器具もしくは容器包装に関する表示につき必要な基準を定めることが

できると実際規定されておりまして、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令第1条第1項では、表示を行うべき食品または添加物として保健機能食品が指定されているわけでございます。

下位規範による規制としましては、こうしたセルフケアを推進する上で表示の在り方が検討される中で、内閣府令第1条6項では、保健機能食品以外の食品にあつては①②③等々の表示をしてはならないと規定されておりまして、食品衛生法19条第1項では、必要な表示の基準を定めなさいという委任がある中で、保健機能食品以外の食品について機能表示一般が禁止されているということでございます。

それぞれについて、いろいろ結論の当否についてはいろんなさまざまな御議論があるかと存じますが、本日は、例えば委任の範囲を超えているといった場合にどのように改善をしていくかというメカニズムの際の素材として御紹介をさせていただきました。

事務局から以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対し、このテーマについての御意見があれば是非お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

大崎委員、どうぞ。

○大崎委員 純粋な質問ですけれども、この事例が出てきたきっかけは、どこかのワーキングに寄せられた要望とかの中で分析していったらこういう問題が出てきたということなのでしょうか。

○中原参事官 そういうことでございます。

○大崎委員 そういうことだとすると、洗い出しをするということ自体が結構難しいというところが率直なところですか。でも、恐らく泣き寝入りという言葉は余りよろしくないのですけれども、文句を言ってもしょうがないから、要するに普通の人には下位規範で大體規制されているわけですね。ですから、一番下位の規範で、そうすると、一番下位の規範が上位の法令と本当に適合的かどうかというのを自分でチェックする人は正直いないわけですね。違うのではないかということを使うこと自体もそもそも不心得な感じがすると感じる人が規制対象者は多いと思うのです。

それこそホットラインチームではないけれども、うまくこういう問題を洗い出すのを考えないと、たまたま出てきたというものだけで終わってしまうような気がいたしました。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

安念委員、どうぞ。

○安念委員 第1に、事務局が用意してくれた事例は、今次の規制改革会議で初めて出てきたタマではなくて、どれも非常に由緒正しいものです。つまり、10年この方はやっていますという感じのものばかりです。確かに、健康食品の機能性表示については、制度自体

は比較的新しいけれども、保険者による審査とか、こんなものは本当に大昔からある話。特に株式会社による病院の設立というのはここにもありますけれども、私が生まれる前からあった規制です。実際には企業立の病院などは、それ自体は何の問題も起きていないのだけれども、だめだということになっているわけです。だから、これらは新しいものでは全然ないということです。

次に第2です。例えば私のところのようなエネルギーとか雑多ものを行っているワーキングでは、おっしゃるとおり下位規範しかほとんど問題にならない。しかも、その下位規範は省令などという真つ当な法令ではなくて、その省令の下の何らかのそのまた下の何らかみtainなのですから、つまり、それはたまたまぶつかるといよりも、我々が扱っているアイテムのほとんど半分とか3分の2は、実はまさにこの種の非公式の下位規範でして、現実の世界はそれらの非公式の法令というのかルールというのかソフトローというのか、そういったもので動いていると考えたほうが私は正しいと思っています。

○岡議長 ありがとうございます。

他にどうですか。

林さん、どうぞ。

○林委員 回答があって申し上げているわけではないのですが、私も第1期のときに環境・エネルギーのワーキングに入れさせていただいたので、今、安念先生おっしゃったように、何百というこういうものがある中で、例示ということで、今日挙げられた温泉の掘削の例などは非常にわかりやすい、ほんの一例だと思います。

規制改革会議は、別に規制緩和自体を目標にしているわけではなくて、あるべき規制が何かということ議論する場だと私は理解しているのです。その作業をしていきますと、ずっとあるのが、法律以前の省令等の下位規範によって、国会によらずに、行政のこうした下位規範によって実際の規制が行われている。中には通知すらなく、書面の回答すらなく、不文法みたいに、各部局の担当者の方が「私が法だ」みたいな回答をして事が動いているというようなことが、本当にたくさんあるわけです。ですので、この件が議題として出されているのは、規制改革会議として、こういう我が国の規制の在り方の1つの病理モデルについて、どういうふうに取り組むかという問題提起と理解しております。

○岡議長 そのとおりです。皆さんのいろいろな意見を聞かせていただいた上でと思っているのです。いかがでしょうか。

金丸委員、どうぞ。

○金丸委員 是非私は安念先生に聞きたいのですが、そういうことを熟知しておられる立場から、このことにどう我々は対処していけばいいのですか。一旦全部例えばリセットとかというのを本来やってみたい気もしますけれども、どうすればいいのでしょうか。

○安念委員 熟知などはできません。こんなものを熟知するには、一生かかっても足りはしない。省令・告示の類、つまり正規の法令であれば、根気がありさえすれば、ネットで

調べられるわけです。国会を通っているわけではないけれども、とにかく正規の法令である。

ところが、今日事務局に用意していただいたものは、押し並べて、省令などというしゃれたものではなくて、それよりの下位の、正規の法令ではない通知・通達の類で、いくなれば非正規ルールです。しかし、これら非正規ルールで世の中が動いている以上、我々としては、リアルな世界を動かしている文書である非正規ルールを相手にせざるを得ないのです。それは現実だからしょうがない。ただ、これら非正規ルールの比重にも分野によって軽重というか濃淡というかがあり、法律・政省令といった正規ルールのありようを、正規ルールの文言だけからではほとんど想像もできないほどに、ある意味ではゆがめているというのか、別の世界をつくってしまっている分野があり、それは圧倒的に厚労省のフィールドなのです。我々はそんなに力を分散することはできないのだから、やるのなら厚労フィールド。もちろん、それは他の分野にない、とは言いません。エネルギーの分野の場合、経産省の保安系にも驚くほど細かい非正規ルールがあります。しかし、この例では、規制対象となる業界のレベルが高い、といったらなんだけれども、自工会さんだから、経産省もそんなにばかなことは、はっきり言ってできない。ともあれ、本当に非正規ルールで世の中で決まってしまっているような分野を中心にして探っていくのがいいと思っています。

○岡議長 ありがとうございます。

浦野さん、どうぞ。

○浦野委員 今のお話をお聞きして本当につくづく思うのは、省令でもない。例えば税関とか動物検疫所とか保健所とか、本当に1つずつの対応が全国違って、民間企業はそういう思いをいっぱいしていますので、ですから、こういう問題というのはそういう意味でどこから手をつけていいのかわかりませんが、少なくともそういう実態が法よりまだ前にあるということだけは御承知おきいただければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 感想もあるのですが、よく企業の再生コンサルタントがグローバル企業のアメリカや欧米は、議論はいろいろ出るけれども、5.0と決まると、社長からしもじもまで全員5.0で、5.1や4.9はだめとみんながわかって働くが、日本の企業だけは、5.0と社長が言うと、5ぐらいらしいよということで全部の社員が裁量を持って4.9になったり5.1になるから日本の企業は再生できないと言っていたのをすごく思い出して、本当にそれぞれの担当の方が裁量を持ってやっけてしまっていることが多くなっている。そうすると、これはどういうふうにしていくかということで、下位規範というものがだめなのよということ私たちが言えるのであれば、わかりやすい物を1つずつでも2つずつでも取り上げて、例えば記者会見のときに、いろいろ調べたら、こういうので困っているというのは問

題ではないのです。法律はこう言っているのですよというようなシンプルな告知みたいなものもしていくとか、規制改革のところでも少し開示していくとかして、マスコミも含めて、一般の方々に正しいルールはこれなのですよということをお示しするということは地道に始めたらいいのではないかと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 もう皆さんおっしゃっていることはそのとおりだと思います。ただ、気をつけないといけないのは、過去この会議での経験からしても、では法律でということになった途端に、法律で規制がきつくなる、そのように立法されてしまっては元も子もない。例えば最初の例でいえば支援のときも許可を得なければいけないという法律ができたのでは全く意味がないので、その辺は何が合理的なのかという議論がベースにあるだろうと思います。感想でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

他いかがですか。よろしいですか。

今日の皆さんの意見も含めて、私は今期の残り3～4カ月の間で取り組もうとしている今日の下位規範の話と、もう一つ、前回議論しました、いわゆるPDCAサイクルを各省に主体的に取り組んでもらえるという、この2つのテーマをドッキングさせて、「行政事業レビューシート」にヒントを得た、規制改革シートみたいな、このネーミングやフォーマットはこれから考えたらいいのですが、そういったものを規制改革会議から各省庁に対し正式に要求し、彼らに作っていただくというアイデアを持っております。

我々の陣容ではとてもとてもできませんので、各省庁に決められたフォーマットに記載していただいて、これを今後どうするという事まで書いてもらったようなものを求めていく。先ほどの安念さんのお話のように、私もいきなり全部やったら向こうもどうしようもないことになると思いますので、分野を絞り込んでやっていたらどうなのか。そのときに、厚労省を対象にするのか、あるいは全ての省庁だけれども、特定の 카테고리にするとか。例えば、前にも申し上げましたが、課長通達というカテゴリで各省庁にシートの作成を求め、今後どのようにしていくのですかということをやっていく。そうすると、それが我々の手元の材料になりますから、佐々木さんがおっしゃったように、その中から我々は適当にピックアップして、対外的にもそれを公表することもできますし、あるいは個別案件について我々自身が交渉することもできるのかなど。こんなイメージで考えています。

あと数カ月の間にもう少し詰めて、そういったものを求めるというまとめ方を今期中にして、実際に各省庁に作っていただくのは7月以降のタイミングになるかもしれませんけれども、そんなイメージで考えています。今日結論を出すのではなくて、もう一回このテーマで議論をしますが、事務局には、今、私が申し上げたことをたたき台にさせていただいて、皆さんにも御検討いただいて、また意見交換したうえでまとめていきたいと思っています。

ますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題3に移りたいと思います。各ワーキング・グループに選定をお願いしておりました国際先端テストの対象項目について事務局から説明していただきます。お願ひします。

○三浦参事官 それでは、お手元の資料3を御覧ください。

議長のほうから、各ワーキング・グループで1月までに国際先端テストの検討項目を選定していただいて事務局のほうに登録してくださいという御指示をいただいていたところです。現時点において、各ワーキング・グループから挙げられております項目が1枚目のところに挙がっております5項目でございます。今回、選定に当たっては大きな考え方として2つの方針でもってワーキング・グループのほうで御検討いただいております。

1つは、既に各ワーキング・グループで検討するということが国際先端テストにかかわらずやっていくことが方針として決まっている事項の中から選ぶということです。重要性のある項目から選ぶということです。

もう一点が、国際比較をしたときに、日本の特異性というか、差異が比較的容易に際立って見えてきそうなものということで選定していただいて、現時点において各ワーキング・グループ、いろんな検討項目の検討のスケジュール、段取りをしている中で、本日時点で選定いただいたのがこの5項目ということでございます。

一つ一つの中身につきましては簡単にさせていただきます。

めくっていただいて2ページ目以降ですが、まず健康・医療ワーキングでは、体外診断用の医薬品のスイッチOTC化というテーマを取り上げていただいています。これについては、事実として日本では非常に対象とされているものの数が少ない。かつ、約20年間と書いてございますが、長きにわたって新しいものも増えていないという事実というもののはっきりしているということと、その要因ということで、実は各国と比較すると、制度的にこういったものを新しく認めていく制度そのものが不明確できっちりルールが明確化していないといったような事実も比較的是っきりしているようなところではございます。これについて国際先端テストという対象としたいということでございます。

貿易・投資等ワーキング・グループでは、クルーズ船入港時の入国審査手続の見直しということでございまして、これはクルーズ船ですので主に富裕層という方が多いと思うのですが、途中で日本に寄港した場合に上陸許可の手続というのがかなり煩雑になっているのではないかと問題でございまして。

特にクルーズ船ですので、日本の近隣諸国との比較というのが重要ではないかということで、例えば韓国などと比較すると、もしくは台湾などと比較するとといった点で、比較的これは要件の話ですので、手続要件も明確に差が出てきそうだという話でございまして。

3ページ目、創業・ITワーキングのほうでは3つの項目を挙げていただいております。

1つ目が、流通・慣行取引ガイドラインということで、これはもう御案内するまでもな

いといいますか、独占禁止法上の製造業と流通業の取引の慣行について、基本的には価格の操作とか拘束といったこと禁止されているわけですが、それがやや日本が行き過ぎてしまっているのではなかろうかという問題意識で、疑いのある行為というだけで禁止の対象になってしまうのではないか。これに対しては、海外、EUとか米国と比較すると、一定のシェアに達していない、シェアの低い場合には適用除外になっているだとか、もう少し融通性があるといった点について国際先端テストの対象として見てはどうかということでございます。

4つ目が研究設備に対する高圧ガスへの緩和ということとして、これにつきましては、日本の場合は高圧ガスの規制の対象となるのは事業所の全体での処理量を基準にして、それについて設備の変更があった都度に申請許可が必要だということです。実際には、事業所の中の一部、例えば研究用の設備などというのは典型なのですけれども、ごく一部の変更をするような場合でもその都度必要である。このあたりが海外の制度を比較すると、海外の場合は違う規制の枠組みでもって、少し包括的な対応をされているように見えますので、そもそも規制の仕方の大きな構造から違いがありそうだといった点で、これも比較的国際比較としてわかりやすいかなという点です。

最後にダンスの風営法規制の見直しでございます。これについても似ておりまして、規制の枠組みがどうも大きな違っているようでして、日本の場合は一応ダンスというのが風営法上の風俗営業ということで規制対象になっているのですが、そもそもこのダンスというものの定義が明確でないところで、都度、行政当局が判断しているというような状態になっているところは、海外の制度を見ると、必ずしもダンスということでもって規制対象にしているのではなくて、例えばお酒を提供する事業なのかどうなのかとか、違うような枠組みでやっているところもありまして、こういった点については比較して差異が明確になっているのではないかということで、本時点でこの5項目を挙げさせていただいております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

各ワーキング・グループの座長、何かコメントがあればお願いしたいと思っております。いかがですか。今の事務局の説明でよろしいですか。ありがとうございます。

「第1次」ということでございますので、引き続き各ワーキング・グループにおかれましては、追加の国際先端テスト適用項目があれば、是非また挙げていただきたいと思います。

それでは、次に議題4に移ります。貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目について、座長の大崎委員から御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○大崎委員 それでは、お手元の資料4を御覧いただきたいと思いますのですが、私ども貿易・投資等ワーキング・グループの検討項目として、2枚目の参考となっているものの7つの項目

を検討項目として本会議で御承認いただいて、その途中までは検討を進めてきておったわけなのですが、今回、この項目の差しかえの御承認をお願いしたいということでございます。

具体的にどういう差しかえを考えているかと申しますと、資料4の1枚目の赤字になっております「7. 国内外投資増加に向けた金融関連規制の見直し」と「8. 貿易に係る物流の効率化」というものを追加いたしまして、その2枚目の参考のほうの「7. デザイン申請手続きの廃止または緩和」という項目を削除したという提案でございます。

この理由でございますが、金融規制の見直し、物流の効率化については、ホットラインに多くの個別の規制改革要望が寄せられておりまして、やはり検討の必要性が高いのではないかと考えているということでございます。

実は、その一部は既に創業・IT等ワーキングに振り分けられていた項目もあるのでございますが、これは前にも話題に出たと思いますが、創業・IT等ワーキングは項目が非常に多うございまして、貿易・投資等もどちらかというと相対的には項目が少なかったもので、いわば業務効率化とでも申しますか、安念座長とも相談させていただきまして、こちらへ移管するというにできないか。ちなみに安念座長は貿易・投資等ワーキングのメンバーでもいらっしゃるので、安念座長御自身の仕事は余り変わらないということなのでございます。この点についてホットライン対策チームの佐久間座長にも基本的に御了解を得ているということで、そういうことで7、8の追加をお認めいただければと思っております。

削除する前の「7. デザイン申請手続きの廃止または緩和」でございますが、これについてはワーキングで具体的な検討をしようとして、いわゆる要望元とでも申しますか、問題提起をしてくださった方に趣旨をさらに確認したり、こちらも背景を調査したりしたのですが、どうもいろいろ誤解もあり、要望内容についても具体的にこういう規制をこういう形すべきだというようなところがはっきりしてはいないようでありまして、とりあえず私どもが具体的に検討には踏み込めないという判断をしまして、したがって、これは検討しないということで項目から削除したいという趣旨でございます。

以上、規制改革会議の全体として御了解をいただければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 それでは、今、大崎座長から御提案がありました検討項目の入れ替えについては、これでやっていただくこととします。

次に、議題5に移ります。規制改革ホットラインにつきまして、まず事務局から説明願います。

○柿原参事官 それでは、事務局からホットラインの関係について2点御説明いたします。

まず、資料5-1を御覧ください。横紙でございます。

これは、規制改革ホットラインに寄せられた提案について、所管省庁に検討を要請したものの御報告のアップデートでございます。今回、若干の内容の記載に追加を行っております。

まず、受付件数であります、1月31日までにトータルで2,183件となっております。そのうち前回の御報告から新たに検討要請を行った件数が全てのワーキングを合わせまして22件となっております、トータルでは1,273件の要請となっております。

その下、字が小さくて恐縮ですが、注3を御覧ください。

所管省庁に要請を行っている1,273件の状況でございますが、そのうち所管省庁から回答がありましたのは909件ということになっております。既に内閣府のホームページで内容と回答を公表済みでございます。その内訳について、関係省庁からの記載をそのまま単純に集計した数字を表記することといたしました。これは提案の内容に対応する回答の状況に応じて、分類を6つ設けているのですけれども、提案の内容どおり対応するというのを「対応」と呼んでおまして、それが909のうち34件、提案の内容について検討するというものについては「検討中」ということで261件、提案の内容については現行制度の下で対応ができませんという説明をされているものが200件、提案の内容について対応不可が323件と、あと事実誤認、その他となっております。

新たに要請しました22件については次にリストがありますので、御確認ください。

続きまして、資料5-2を御覧ください。

こちらは、規制改革ホットラインの提案事項に対して所管省庁で対応されたものの中から例として御紹介するものです。全部で8件ということで、ホットラインからの提案事項を踏まえ、対応され、あるいは時間軸でいえば対応する予定になっているものも含んでおります。

1 ページ目がリストになっておまして、詳細な内容はそれぞれ後ろについておりますので後で御確認いただければと思います。

1つ目の項目は、労働安全規制の関係でございます。所管は厚生労働省です。職長教育の教育内容及びその時間指定の緩和ということで、職長というのは例えば工場などで現場の指導をする方をそう呼ぶのですが、その職長になるためには一定の教育を受けていないとなれないのですけれども、その教育の内容について、一定の別の類似の経験を積んでいる方については、必要な教育について内容を簡素化してほしいという要望がありましたので、そのとおり対応するというので、これは昨年6月に対応済みとなっております。

2点目は、特定健診の保健指導におけるICTを活用した遠隔面談の実現ということで、いわゆるメタボ健診と呼ばれている健診があるのですけれども、それを受けて一定程度の状況になった人について特定保健指導が入るのですが、これについては原則面談しないといけないということで、遠隔面談が認められていないのですけれども、個別に面談を受けて、かつ一定時間の面談時間をとるなどの一定要件を条件にICTを活用して遠隔面談をしてほ

しいということで、これはそのとおり昨年の8月時点で対応されております。

3点目は金融の関係で金融庁です。これは外国銀行代理店業務の業務範囲の話です。邦銀の子会社であれば一定の業務はできるのですけれども、これについて子会社ではなくて、関係がもう少し薄い会社であっても一定の要件のもとにそういった媒介業務をやらせてほしいという要望でございます。これについても要望どおり、これはもとになる法律の改正は既に済んでおりまして、その施行に合わせ、具体的には今年の4月1日ですけれども、対応予定となっております。

4点目は環境関係ですが、PCBです。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の関係のガイドラインをつくってほしい。焼却処理については既にガイドラインがあったのですが、洗浄処理という別の方法でも有効な処理方法があるのでそのガイドラインをつくってほしいということで、これは環境省のほうで昨年12月に対応されております。

5点目が建設リサイクル法の関係です。これは一定未満金額、具体的には500万円未満の工事に関係する建設リサイクル法の届出義務については、届出義務はないのですけれども、それが市町村で必ずしも徹底されていないのでしっかり周知してくださいということで国交省で昨年8月に対応されております。

6点目、これは労災保険の関係成立票の大きさを小さくしてほしいということで、それまでは40cm×50cmという比較的大きいものだったのですが、建設業の許可も過去そうだったのですけれども、それを25cm×35cmという一回り小さい形にしたということもあわせて小さくしてほしいという要望があったのですけれども、これも今年の1月8日から厚労省で規則を改正して小さくしているということでございます。

7点目が総務省の無線の関係でございますが、携帯電話の基地局を増設する際に必要な手続として、基地局がしっかり動いているかということで判定員という資格を持っている人が検査をするのですけれども、その判定員になるための資格要件を緩和してほしいという要望です。具体的にはより下位の資格を持っていても、一定の業務要件があれば合わせ技で認めてほしいということだったのですが、この内容を含んだ法改正案を今月出す予定にしているということでございます。

最後が輸出の関係です。水産物です。中国向けに輸出するときには衛生証明書というのを発行を受ける必要があるのですが、改正前は発行機関が全国に4カ所しかないということで非常に少なかったものを基本的には都道府県でお願いしたいということで、これについても厚生労働省でことしの1月1日から、そういった移行を済ませておるということでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

佐久間委員、何かコメントがございましたら。

○佐久間委員 ありがとうございます。また引き続きよろしく申し上げます。

先ほどの安念委員のお言葉をかりれば、今回検討要請を行った22の中には由緒正しいものもあります。ただ、法律改正の必要なものもありまして、かなり大変なものも入っているという状況でございます。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

本件について何か御意見、御質問がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

私のほうから一言。今回、このような形で、所管各省から回答が来たものの分類を事務局にお願いしたもので、その中で「対応」という、すなわち、こちらから申し入れ、要望したことに、ほぼ沿った回答をもらったものが34件ある。そのうちの8件を今御説明いただいたわけですから。とてもとても少ないなというのが第一印象であります。

しかし、翁さんが前に別件でおっしゃっていましたが、評価してやらないといけない部分もあるのかなということ、我々もこれを受け取ったものの、そのままどこかに置いたままにすることなく、このような形でリストアップして記者会見の場で配ってあげることによって、これをやった担当官が多少モラルアップしてくれればという狙いもございます。そういう意味では、まだまだ十分ではないので、もっともっと「対応」を増やしてほしいという思いと、やっていただいたことに対する評価をしてもいいのかなという両面でこのような形にさせていただきました。

分類の「検討中」の261件の多くが「対応」になってくれれば、多少格好はつくのかなということで、引き続き佐久間さんはじめホットラインチームの皆さん、よろしく申し上げます。また、ホットラインチームから各ワーキング・グループに移管された案件が多々ございますので、それぞれのワーキング・グループでもフォローアップをよろしくお願ひしたいと思ひます。

本件は以上でございます。

大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 この前の日曜日、2月2日の日経新聞の朝刊の四面、法律誕生というコーナーにタクシー減車法のことが出ておりまして、その下に私の秘話ということで、法案づくりに尽力した自民党の金子一義衆議院議員のコメントが出ておりまして、「規制改革会議も過剰解消を容認」というタイトルになっております。政府の規制改革会議がタクシー業界の行き過ぎた規制、競争状態と位置付けたからこそタクシー減車法は成立したと。

「規制強化に反対する意見も一部出たが、会議としては慎重に取り扱うことが決まった。規制改革会議がなぜ物を言わないのかとの指摘もあったが、会議が過当競争の是正も必要だと認めてくれたと受けとめている」というコメントがありまして、目を疑ったのです。

これは本当に事実誤認で、まずタクシー減車法について会議では議論しておりませんし、私はタクシーに関して規制の行き過ぎだという認識は誤りであるという発言をいたしましたし

た。これに対して、安念先生からは100%賛成だという意見もいただいております。何故金子先生がこういうコメントをされたのか、少なくとも規制改革会議としては事実誤認であるし、事実は全くないということで、これは自民党の先生の話ですので、今日、小泉政務官においでいただいておりますけれども、政務三役にお願いするのがいいのかなど。是非金子先生に、会議としてどうだったという、つまり、議論はしていないし、唯一出た議論は行き過ぎた規制というのは誤りであるという議論ですので、誤解を解いていただければと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○小泉大臣政務官 わかりました。

○大田議長代理 よろしく申し上げます。

○岡議長 実は、この件については、昨年10月4日の規制改革会議の議事録の中に大田議長代理の御発言と安念委員の御発言と私のコメントが載っています。それに加えて、10月24日の会議後の記者会見でも記者から質問が出ました。それに対して私がどう答えたかという議事録も残っているのですが、一言でいえば、「このテーマについては、まだ法令ができていないので、規制改革会議としては、法令ができた後に、このテーマを取り上げるかどうかについて考えていきたい」ということでした。良いとも悪いとも一言も言っていないという事実と、本会議で結論を出したなどという事実も一切ないということでございます。今後このテーマを取り上げるのかということについては、改めて、大田議長代理とも相談しながら皆さんに諮りたいと思います。とりあえず事実関係として、会議としては一切そんなものを認めたことがないということを確認しておきたいということでございます。

○小泉大臣政務官 そうであるなら、多分規制改革会議として、これは全くの事実誤認であるからという意味表明、議長名でもいいし、規制改革会議としてやっていただくほうがインパクトはあるのではないですか。そうすれば、マスコミから見ても、この問題に対する規制改革会議のスタンスはそうなのだなと、そういったことでもう一度話が出ればさらにこの問題について議論が深まると思うので、内々で政府の中でやるよりも、事実誤認であると。

○岡議長 その点については、事務局とも相談したのですがけれども、いろんな新聞がいろんな記事を書きますので、その都度コメントを出すというのはどうかというのが1つあります。これだけ出すと、何か本件に因縁でもあるのかということになりかねないので、私は、今日のこの後の記者会見で記者から御質問があれば、今、政務官も言われましたけれども、事実誤認であるということをはっきり申し上げるつもりであります。ただ、何もなしに「こんなことが新聞に出ているけれども」とやるのはいかがかなという思いがまだありまして、今日、皆さんにそういう提案はしなかった。もしそうすると、すべての新聞を隅から隅まで読んでやらないといけないということがあるので、先ほど大田議長代理が今日政務官に御出席いただいているので、同じ党でもあるしということで内々にというこ

とであります。正式には、この後の記者会見で記者から質問が出れば、私は明確に申し上げるつもりであります。

とりあえず、今日の所はそういう対応にしておいて、やはり会議として申すべきであるということであれば、また後日御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

長谷川さん、何か。

○長谷川委員 質問が出なくても言ってもいいのではないですか。

○岡議長 質問がなくてもということですね。それは構いません。

○長谷川委員 一通り質疑が終わった段階で、あえて議長のほうから一言、こういう報道があったけれども、これについては事実誤認であることを申し添えますという形であってもいいのではないですか。それぐらいであれば、別に全部見ていないからどうだという話にはならないと思う。

○岡議長 大田さん、どうぞ。

○大田議長代理 少なくとも委員からこういう意見があったわけですから、それについては記者会見で言及していただいても。

○岡議長 さすが大田さん。そうですね。今日の会議の中で、ある委員からこの点についての意見が出たのということですね。新聞記事ではなくてね。

○小泉大臣政務官 それは大田議長代理からと言ったほうがいいのでしょうか。

○岡議長 よろしいですか。

○大田議長代理 はい。

○岡議長 それでは、固有名詞を使うことについての本人の御了解も得ましたので、そうさせていただきます。

以上ですが、事務局、何かありますか。

○柿原参事官 次回については、2月28日を予定しております。詳細につきましては追って事務局から御説明いたします。

○岡議長 それでは、皆様お忙しいところ、ありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議を終了いたします。